

唐津市ガストロノミーツーリズム創出業務委託仕様書

1 業務名

唐津市ガストロノミーツーリズム創出業務

2 業務目的

観光産業の稼ぐ力を育み地場産業として発展させることを目標に、食の魅力を活かした地域の付加価値を高め、食と文化、暮らしといったその土地固有の物語を紡ぐ新たな旅行スタイル「唐津版ガストロノミーツーリズム」を本市に根付かせること、単なる一過性のイベントに留まらず、地元の生産者、飲食店、窯元、宿泊施設等が一体となった「食の観光エコシステム」の構築を目指すブランディング、イベント等を行うものとする。

3 履行場所

受託者の提案によるものとする。

4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 委託金額の上限

12,540,000円（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）

6 業務内容

(1) コンセプトメイク

食の魅力を絡めた海辺のエリアイメージの醸成に向け、現地視察やフィールドワーク等の手法も織り交ぜながら、唐津市の特性を的確に捉え、市と協議しながら本市におけるガストロノミーの実現に向けた最適なコンセプト設定を9月までに行うこと。

コンセプトを公表するキックオフトークセッション等を開催すること。

コンセプトの設定に際しては、事業成果を適切に把握する成果指標を設定し、事業終了後には本事業を通じて得られた実績、成果に関する分析及び考察を行うこと。

(2) 食のアドバルーンイベントの開催

世界で活躍するシェフをはじめ、地元含め国内で活躍するシェフ等を招聘し、市内海辺の宿泊施設等で50人規模の食の試行イベントを2月までに開催すること。

イベントについては、地域の食材選考から当日のレシピ考案までの一連の流れを受託者が担うものとし、当日のイベント運営も行うこと。

イベント準備にあたっては、必要に応じて産地の現地視察を行い、食材・産品の生産者や料理人との面会を行うなど地域の食の魅力や文化を十分に理解したうえで、最大限の効果につなげること。

また、イベント当日のサービス内容の企画（体験、食事）、会場手配、市内料理人と連携したイベント開催、販売促進につなげるためのプロモーションに努めること。

なお、イベント参加費については、参加者の実費負担を原則とし、適切な価格設定を行うこと。

実施にあたっては、食中毒対策およびアレルギー対応等のリスク管理計画を策定すること。

(3) プレミアムツアー催行

国内の富裕層をターゲットに見据えた高単価の宿泊プランを旅行会社と連携して造成すること。また、プランについては、6～7人向けの商品を3本以上造成し、適切な価格設定のもと販売し、ツアーの催行を行うこと。

(4) 事業推進に向けたネットワーク化

地域にガストロノミーツーリズムを根付かせるための推進体制の構築を目指し、市内の観光事業者（宿泊施設、飲食店等）、生産者、作陶家、地域コーディネーター（専門的人材）等によるネットワーク化を図り、その調整を行うこと。

ネットワーク化にあたり指導・助言可能なアドバイザーを市に派遣すること。

また、持続的に旅行商品として販売することを見据えた流通体制や供給量も加味したうえで持続可能なスキームや担い手育成等についての提案を行うこと。

(5) プロモーション

本事業の趣旨や「唐津市版ガストロノミーツーリズム」のブランドを確立するため、ターゲット層を設定し、SNSやメディアなどを活用したプロモーションを実施すること。ティザー告知から事後のレポートまで、「まえ」「なか」「あと」のタイミング毎に実施すること。

7 成果物等の提出、事業の成果把握、分析及び考察

上記に関する成果物として、実績報告書2部及び電子データ1部を市（観光課）に提出すること。提出は、業務完了後30日以内とする。

成果指標に対する成果把握や、本事業を通じて得られた実績、成果に関する分析及び考察を行い、優れた点や次年度以降の課題等を含めたものとする。

8 その他の留意事項

- (1) 業務に係る一切の経費は、全て事業費に含むこととする。
- (2) 業務完了報告書の提出前であっても、市の求めがあった場合には、業務の進捗状況や成果等について、市へ報告（進捗状況及び成果によってはメールによる報告でも可）すること。なお、報告内容によっては、別途詳細な報告を求める場合がある。
- (3) 成果品の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び利用権は、市に帰属するものとする。また成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有者、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (4) 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理等の手続きについては受託者において行うこと。
- (5) 市は、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、DVD、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、配布、放送等）、また、第三者に利用させることができることとする。
- (6) 映像制作にあたっては、基本的に新規撮影を原則とすること。既存の映像や音楽素材等を使用する際の手続き等は受託者において行うこと。また、著作

権の問題が生じないようにすること。

- (7) 撮影の際に必要な調整及び撮影許認可等の各種手続きは、受託者において行うこと。また、ドローンの操縦には有資格者を充てること。
- (8) 納品後の映像については、市のPR活動に資するため、全部または一部を利用・加工できるものとする。
- (9) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、市と協議を行うこと。